

付録 1 年表 (1986年2月～2003年12月)

	一 般	政 治	経 済	国 際
1986年 2月	2.7 大統領・副大統領選挙 2.22 アギナルド基地にフアン・ボンセ・エンリレ国防相、フィデル・ラモス参謀総長立てこもり 2.25 アキノ大統領の就任式、翌日組閣、最高裁判事・中央省庁幹部交代 3.5 地方政府首長の交代開始	2.28 大統領行政規程委員会設置 (行政命令第1号)		
3月		3.12 大統領行政規程委員会にマルコス前大統領不正審判調査の権限を付与 (布告第2号) 3.25 布告第3号により暫定憲法 6.2 1986年憲法制定委員会発足 6.19 エネルギー省下にあるオフイスや行政機構、企業などを大統領府下に移管 (行政命令第20号)		
6月	アキノ政権		7.24 対外債務の株式化を承認 (行政命令第32号)	
7月	7.6 アルトゥーロ・ロレンティノーを大統領に擁立するマルコス忠誠派国軍部隊のマニラ・ホテル占拠			
10月		10.12 新憲法草案、憲法制定委員会で採択		10.24 IMFがスタンダード・アンド・ポアール)を承認
11月	11.13 ロランドン・オラリア KIMU 議長、遺体で発見 11.23 クーデタ未遂でフアン・ボンセ・エンリレ国防相を更迭			

	一 般	政 治	経 済	国 際
	12月	12.8 民営化委員会 (COP) と資産民営化トラスト (APT) の創設 (布告第50号)	12.12 中期ファイリピン開発計画 (1987-1992) の布告 (布告第51号)	
1987年	1月	1.22 メンデンオラ橋での農民デモに国軍部隊発砲, 12人死亡 1.27 マルコス忠誠派国軍部隊, テレビ局, 国軍基地を襲撃		1.22 パリクラブでの外貨債務引き下げ交渉の第2ラウンドの開始。リスク対象は総額8.7億ドルに
	2月	2.2 新憲法承認の国民投票		
	3月			3.17 世界銀行が経済復興プロジェクト融資 (3億ドル) を承認
アキノ政権	5月 7月	5.5 人権委員会設置 7.15 コルテイレラ行政地域設置 (行政命令第220号) 7.25 行政法制定 (行政命令第292号) (1989年に施行)	7.17 1987年包括投資法制定 (行政命令第226号) 7.22 農地改革計画の発布 (行政命令第229号)	
	8月	8.28 グレゴリオ・ホナサン大佐に率いられた国軍反乱部隊が大統領府, 国軍基地などを襲撃		
1988年	1月	1.18 地方選挙	1.29 関税率の変更 (共和国法第6647号)	
	6月		6.1 Cocofed を政府が接収 6.10 包括的農地改革法制定 (共和国法第6657号)	6.15 世界銀行, 政府企業合理化融資 (2億ドル) を承認 6.24 世界銀行, 住宅部門融資 (1.6億ドル) を承認
	9月	9.16-17 「ファイリピン民主の闘い」 (LDP) 結党		

10.18 上院、ASEAN 合弁  
事業改定基本協定を批准

10月	1.13 ファイリピン援助計画 調整会議 (CCPAP) を創設 (行政命令第105号)	5.4 世界銀行との間で金 融部門構造調整プロジェクト 融資 (3億ドル) 合意	7.3 対比支援国会合 (東 京) で多国間援助構想 / ファイ リピン援助計画 (MAI/PAP) を協議。約35億ドルの支援が 表明される
1989年 1月	3.2 改正労働法制定 (共 和国法第6715号)	5.23 IMF との間で長期資 金供与協定 (約6億6060万 SDR) 合意	
3月		5.26 パリクラブでの外貨 債務引き下げ交渉の第3ラウ ンドの開始。リスケ対象は総 額18.59億ドルに	
4月	4.17 立法行政合同対外債 務委員会設置法制定 (共和国 法第6724号)		6.9 賃金合理化法制定 (共 和国法第6727号)
5月			
6月			
7月			
8月	1.18 立法行政合同開発協 議会法にアキノ大統領、拒否 権発動		
			8.1 ムスリム・ミンダナ オ自治地域基本法制定 (共和 国法第6734号)
			8.4 直接請求住民投票法 制定 (共和国法第6735号)
			8.21 1989年公務員給与標 準化法制定 (共和国法第6758 号)

	一 般	政 治	経 済	国 際
9月	9.28 マルコス前大統領、 ハワイで死亡	10.23 コルデイレラ自治地 域基本法制定(1990年1月29 日の住民投票で否決)		
10月		11.19 ムスリム・ミンダナ オ自治地域基本法に関する住 民投票, 4州で承認	11.3 パリクハバヤン優遇法 制定(共和国法第6768号)	
11月			12.20 地方・パランガイ企 業憲章制定(共和国法第6810 号)	12.21 世界銀行, 債務管理 プログラム融資(2億ドル)
12月	12.1-7 ホナサン中佐の 率いるRAMのほか, SFP, YOUなど国軍反乱部隊が国 軍基地など攻撃, マカティ地 区を占拠			
1990年		1.1 議院内閣制, 一院制 導入問題でサロンガ上院議長 とミトララ下院議長が会談, 上 院の反対		1.3 ブレデイ・プランに よる債務買い戻しの開始
1月				
2月	2.17 ムスリム・ミンダナ オ自治地域知事・議会選挙		2.8 都市電話法(municipal telephone act)制定(共和国 法第6849号)	2.1 世界銀行, エネルギー ・セクター融資(3.9億ド ル)を承認
3月	3.4 カガヤン州州都トウ ゲガラオでロドルフォ・アギ ナルド知事が州庁舎立てこも り, 国軍と交戦			
5月				5.10 アメリカ軍基地協定 改定に関する予備交渉開始
6月	6.12 アキノ大統領, カビ シック運動開始		6.20 閣議で経済再活性化 プログラムを採択 6.18. アルコールおよびタ バコ税の一部改正(共和国法 第6956号) 7.9 BOT法制定(共和国 法第6957号)	
7月				7.3 世界銀行, 初等教育 プロジェクト融資(2億 ドル)を承認

9月		9.19 石油製品税の改正(共和国法第6965号)	9.18 アメリカ軍基地協定改定に関する本格交渉開始 - Pact I
10月	10.4 アレクサンダー・ノブレ大佐、ミランダナオで反乱		
11月	11.6 ムスリム・ミンダナオ自治地域発足	11.21 改正中期フイリピン開発計画(1990-1992)の承認(NEDA理事會決議第24号) 11.22 1990年生産性優遇措置法制定(共和国法第6971号)	11.8 アメリカ軍基地協定改定に関する第2回交渉 - Pact II
12月	12.13 内務自治省・国家警察設置法制定(共和国法第6975号)		12.5 アメリカ軍基地協定改定に関する第3回交渉 - Pact III
1991年		1.24 小企業憲章制定(共和国法第6977号)	1.8 世界銀行、産業再建プロジェクト融資(1.75億ドル)を承認 1.8 アメリカ軍基地協定改定に関する第4回交渉 - Pact IV 1.17 湾岸戦争 2.11 アメリカ軍基地協定改定に関する第5回交渉 - Pact V 2.20 IMFがスタンダードバイ協定(約9億1600万ドル)を承認 2.25 対比支援国会会(香港)でPAPを協議。約33億ドルの支援が表明される 4.30 アメリカ軍基地協定改定に関する第6回交渉 - Pact VI 6.20 パリクラブでの外貨債務引き下げ交渉の第4ラウ

	一 般	政 治	経 済	国 際
				ンドの開始。リスケ対象は総額10.96億ドルに 6.21 世界銀行、地方金融 プロジエクト融資(1.5億ド ル)を承認 6.25 世界銀行、環境と自然 資源セクター調整融資(2.24 億ドル)を承認 7.16 アメリカ軍基地協定 改定に関する第7回交渉-P act VII 8.27 アキノ大統領、アメ リカとの新基地協定に調印 9.16 上院、アメリカとの 新基地協定批准を拒否 12.31 アメリカ軍基地協定 失効 1.28 ASEAN 経済協力合 意、AFTA-CEPT スキーム合 意に署名 3.13 対比支援国会合(香 港)で PAP を協議。約17億 ドルの支援が表明される
			8.22 海外出稼ぎ労働者投 資基金法制定(共和国法第 7111号) 12.4 金融政策委員会、外 国為替取引の規制緩和を決定	
		10.10 地方政府法制定(共 和国法第7160号)	3.13 1992年基地転換開発 法制定(共和国法第7227号) 4.2 新農業銀行法制定(共 和国法第7353号) 4.10 1992年全国工業法 制定(共和国法第7368号) 4.10 資本設備の免税措置 (共和国法第7369号、包括投 資法の改正) 4.13 消費者保護法制定(共	
	9.15 ピナトゥポ山、噴火			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	12月			
	1992年 1月			
	3月			
	4月			
アキノ 政 権				

	<p>5月</p> <p>5.11 大統領、議会、地方選挙実施</p> <p>5.30 ファイゲル・ラモス、大統領就任</p>	<p>和国法第7394号)</p> <p>4.13 改正預金保険機構法制定 (共和国法第7400号)</p> <p>5.15 所得税の改正 (共和国法第7496、7497号)</p> <p>5.18 資産税および贈与税の改正 (共和国法第7499号)</p> <p>5.27 物価法制定 (共和国法第7581号)</p>	<p>共和国法第7394号)</p> <p>4.13 改正預金保険機構法制定 (共和国法第7400号)</p> <p>5.15 所得税の改正 (共和国法第7496、7497号)</p> <p>5.18 資産税および贈与税の改正 (共和国法第7499号)</p> <p>5.27 物価法制定 (共和国法第7581号)</p>	<p>11.24 スービック基地返還式でアメリカ軍基地閉鎖</p> <p>12.10 世界銀行、経済統合融資 (2億ドル) を承認</p>
	<p>9月</p> <p>9.1 政府と民族民主戦線 (NDF)、和平交渉開始に合意、ハダグ協定</p> <p>9.1 和平プロセスを進める国家統一委員会 (NUC) 設置</p>	<p>9.1 ファイリピン持続的開発評議会 (PCSD) 設置</p> <p>9.22 破壊防止法破棄法制定 (共和国法第7636号)、共産党合法化</p>	<p>12.15 中期ファイリピン開発計画1993-1998の布告</p> <p>12.28 脱税の罰則強化 (共和国法第7642号)、内国歳入局の権限強化 (共和国法第7643号)</p>	<p>12.15 中期ファイリピン開発計画1993-1998の布告</p> <p>12.28 脱税の罰則強化 (共和国法第7642号)、内国歳入局の権限強化 (共和国法第7643号)</p>
<p>ラモス政権</p>	<p>11月</p> <p>12月</p> <p>1993年2月</p>	<p>12.9 1992年エネルギー省設置法制定 (共和国法第7638号)</p> <p>12.9 立法行政開発諮問評議会 (LEDAC) 設置法制定 (共和国法第7640号)</p>	<p>2.24 電話会社の無差別相互接続の義務化を指示 (行政命令第59号)</p> <p>2.24 大口納税者に対する納税方法の規定 (共和国法第7646号)</p>	<p>11.24 スービック基地返還式でアメリカ軍基地閉鎖</p> <p>12.10 世界銀行、経済統合融資 (2億ドル) を承認</p>
	<p>3月</p> <p>4月</p>	<p>3.25 ムスリム・ミンダナオ自治地域知事、議会選挙</p>	<p>4.5 電力危機法制定 (共和国法第7648号)</p> <p>4.6 政府調達に関する税の改正 (共和国法第7649号)</p>	<p>11.24 スービック基地返還式でアメリカ軍基地閉鎖</p> <p>12.10 世界銀行、経済統合融資 (2億ドル) を承認</p>

	一 般	政 治	経 済	国 際
5月	5.25 国軍改革運動 (RAM) 等、国軍反乱グループと和平交渉開始			
6月			6.4 関税局の権限強化 (共和国法第7651号) 6.4 外国人借地法制定 (共和国法第7652号) 6.14 新中央銀行法制定 (共和国法第7653号) 6.14 タバコ税の改正 (共和国法第7654号) 7.12 通信サービスの普及と競争を指示 (行政命令第109号)	
7月	7.15 共産党マニラ・リサール委員会が分裂 (共産党内紛)			
8月		8.20 行政・立法経済サミット開催		
9月		9.8 国民経済サミット開催、経済改革に関する社会契約 (SPEED) 採択		
10月	10.25 モロ民族解放戦線 (MNLF) と和平交渉開始			
12月			12.23 印紙税の改正 (共和国法第7660号)	
1994年 1月		1.20 大統領戦略的インフラ・プログラムおよびプロジェクト委員会 (flagship committee) の創設 (行政命令第109号) 3. 大統領貧困対策委員会 (PCFP) を設置		
3月				
5月			5.5 付加価値税適用拡大法制定 (共和国法第7716号) 証券取引税法制定 (共和国法第7717号)	

		<p>改正 BOT 法制定 (共和国法第7718号)</p> <p>5.18 外国銀行自由化法制定 (共和国法第7721号)</p> <p>6.28 海運業の自由化を指示 (行政命令第185号)</p> <p>6.30 付加価値税適用拡大法に対し最高裁が一時停止命令 (8.25に合憲の判決)</p>	<p>改正 BOT 法制定 (共和国法第7718号)</p> <p>5.18 外国銀行自由化法制定 (共和国法第7721号)</p> <p>6.28 海運業の自由化を指示 (行政命令第185号)</p> <p>6.30 付加価値税適用拡大法に対し最高裁が一時停止命令 (8.25に合憲の判決)</p>	<p>6.25 IMF が拡大信用供与 (約6億8400万ドル) を承認</p> <p>7.19 パリクラブでの外貨償還引き下げ交渉の第5ラウンド (最終) の開始。リスケ対象は総額5.85億ドルに</p> <p>7.21 対比支援国会合 (パリ) で PAP を協議。約57億ドルの支援が表明される</p>
6月	<p>6.17 社会改革アジェンダ (SRA) を採択</p>			
7月				
9月	<p>9.24 社会改革委員会 (SRC) を設置 (行政命令第203号)</p>			
10月			<p>10.24 第1次外国投資ネガティブ・リスト (行政命令第182号)</p>	
11月	<p>11.11 SRC への基礎部門代表の選定 (行政命令第217号)</p>		<p>11.28 台湾の非独占化と民営化を指示 (行政命令第212号), 国内海運料金の規制緩和 (行政命令第213号)</p>	
12月			<p>12.21 1994年反ダンピング法制定 (共和国法第7843号)</p> <p>12.21 1994年輸出開発法制定 (共和国法第7844号)</p>	<p>12.14 上院, WTO 加盟を批准</p>
1995年 1月	<p>1.23 国軍近代化法制定 (共和国法第7898号)</p>		<p>1.3 国内および国際航空の自由化を指示 (行政命令第219号)</p> <p>1.6 ポニファッショ基地の土地売却, メトロ・パシフ</p>	

	一 般	政 治	経 済	国 際
2月			<p>イック社によって落札            2.14 1995年国家健康保険            法制定 (共和国法第7875号)            2.20 改正包括投資法制定            (共和国法第7888号)            2.21 1995年特別経済区法            制定 (共和国法第7916号)            2.23 1995年貯蓄銀行法制            定 (共和国法第7906号)            2.24 年改正基地転換開発            法制定 (共和国法第7917号)            2.24 改正包括投資法制定            (共和国法第7918号)            3.3 1995年鉱業法制定(共            和国法第7942号)</p>	
3月		<p>3.3 下院政党名簿制導入            法制定 (共和国法第7941号)</p>		<p>3.20 スプトラトリー諸島を            めぐる中国との対立深まる            (建造物問題)            3.17 フロア・コンテンブ            ラシオン、シンガポールで処            刑され、シンガポールとの関            係悪化</p>
4月	<p>4.4 アブサヤフ、サンボ            アンガ・デル・スル州イビ            町を襲撃</p>			
5月	<p>5.8 上院・下院・地方選            挙実施            5.18 国家警察によるクラ            トン・バレレン強盗団虐殺事            件</p>			
6月			<p>6.7 国家水資源危機法制            定 (共和国法第8041号)            6.7 1995年海外移住労働            者・在外比人法制定 (共和国            法第8042号)            9.8 1995年公事業道路            インフラストラクチャー計画</p>	
9月				<p>9.14 世界銀行、地方金融            プロジェクト融資 (1.5億ド</p>

10月	10.13 政府とRAMが和平合意		法制定 (共和国法第8150号)	ル)を承認 9.8 IMFの8条国へ移行。経常取引における外為規制を撤廃へ
12月			1.1 拡大付加価値税法が発効	12.7 対比支援国会合(東京)で約29億ドルの支援が表明される
1996年 1月		3.13 国家貧困対策会議を実施	3.28 農業関税化法制定(共和国法第8178号)	
3月			3.28 1996年改正外国投資法(共和国法第8179号)	
6月			3.28 1996年川下石油産業法制定(共和国法第8180号)	
9月	9.2 政府とMNLFが和平協定に調印 9.9 ムスリムミンダナオ自治地域知事・議会選挙、スル・ミミアリが知事に選出	9.26 持続的な開発のためのファイリピン・アジェンダ21	6.11 1996年政府開発援助法制定(共和国法第8182号)	
10月	10.20 ミスアリ、SPCPD議長に任命		10.24 第2次外国投資ネガティブ・リスト(行政命令第362号)	11.22 第8回APEC会議がマニラで開催 11.26 世界銀行、初等教育プロジェクト融資(1.13億ドル)を承認 12.10 対比支援国会合(東京)で総額29億ドルの支援が表明される
11月				
12月	12.6 大統領の任期制限撤廃を目的とする憲法改正運動が開始(PIRMA)			

	一 般	政 治	経 済	国 際
1997年 1月			1.23 マニラ首都圏の水道事業 業に關し、アヤラ・グループ およびロベス・グループが落 札	
2月			2.3 マニラホテル政府保 有株売却に關し、マレーシア のレノン社への売却に違憲判 決	
3月	3.19 PIRMA に対し国民發 議による憲法改正不可との最 高裁判決			
5月			5.1 1997年社会保険法制 定 (共和国法第8282号)	
6月			5.30 1997年公務員保険機 構法制定 (共和国法第8291号)	
7月			6.6 知的所有權法制定 (共 和国法第8293号)	7. アジア通貨危機發生 7.18 IMF が現行の拡大信 用供与に4億3500万ドルを追 加
9月			9.30 改正小企業憲章制定 (共和国法第8289号)	
10月			10.21 インベストメントハ ウス自由化法制定 (共和国法 第8366号)	
			10.21 改正貯蓄貸付組合法 (共和国法第8367号)	
11月			11.5 川下石油産業法に最 高裁が違憲判決	
12月		12.11 社会改革・貧困削減 法制定 (共和国法第8425号)	12.11 1997年税改革法制定 (共和国法第8424号)	12.17 対比支援国会 (パ リ) で総額24億ドルの支援が 表明される
			12.22 1997年農業漁業近代 化法 (共和国法第8435号)	

1998年 2月		2.28 1998年ファイリピン国家警察改革再編法制定（共和国法第8551号）	2.10 1998年川下石油産業規制緩和法制定（共和国法第8479号）	2.10 アメリカ政府と地位協定調印
3月	3.24 Amariへの公有地売却に絡む不正疑惑	3.7 コルデイレラ自治地域基本法に関する住民投票で自治地域法が否決	2.14 ファイリピン開発銀行強化法制定（共和国法第8523号） 2.26 改正政府開発援助法制定（共和国法第8555号） 2.26 1998年ファイリピンカンパニー法制定（共和国法第8556号）	3.27 IMFの拡大信用供与が終了。引き続き2年間のスタンドバイ協定（約13億7000万ドル）を承認
5月	5.11 大統領、上院、下院、地方選挙、実施	11. 憲法改正準備委員会（PCCR）設置（2.3 アンドレス・ナルバサ前最高裁長官が委員長に任命される）、1999年12月20日、憲法改正草案をエストラーダ大統領に提出	7.3 エドワルド・コフアソンコがアンドレス・ソリアノに替わってサンミゲル社会長に就任	
6月	6.30 ショセフ・エストラーダ大統領就任		8.11 第3次外国投資ネガティブ・リスト（行政命令第11号）	
7月			9.17 ファイリピン航空が経営難から一時営業停止	
8月			11.24 香港のフアースト・バシフイック社、ファイリピン長距離電話会社の筆頭株主に	
9月				
11月				
12月				12.3 世界銀行との間で銀
ラモス政権	エストラーダ政権			

	一 般	政 治	経 済	国 際
1999年 3月	3.9 エストララーダ大統領のマニラ・タイムズ紙への訴訟, 4.9に編集者6人が辞職(特定外国企業への不正な便宜疑惑)			行改革プロジェクト融資(3億ドル)合意 12.3 世界銀行, 地方金融プロジェクト融資(1.5億ドル)を承認
4月	4.19 エストララーダ大統領の不正便宜供与に関与したとされるマーク・ヒメネス大統領顧問がアメリカでの訴訟を理由に辞任 4.20 ビンゴ・ゲームの事業運営可をめぐるエストララーダ大統領のクロロニー疑惑(タンテ・タン)		3.24 ルシオ・タンの脱税容疑にからむ裁判でマリキナ地裁が司法省の提訴を却下	3.23 世界銀行, 地方政府金融開発プロジェクト融資(1億ドル)を承認 3.25 対比支援国会合(東京)で約45億ドルの支援が表明される
5月				5.27 アメリカとの地位協定が上院で批准
6月		6.23 1999年大気清浄化法制定(共和国法第8749号)	5. 改正特別経済区法制定(共和国法第8748号) 6. NEDA理事会, 中期フイリピン開発計画(MTPDP)1999-2004を承認	
7月	7.12 エストララーダ大統領によるフイリピン・テイリー・イックワイライ紙への映画広告撤収圧力疑惑			
8月			8.7 相殺関税強化法制定(共和国法第8751号) 8.12 1999年反ダンピング法制定(共和国法第8752号)	

エストララーダ政権

10.1 民間航空委員会、台湾の中華航空・長榮航空に対しマニラ乗り入れを停止

10月								
12月								
2000年								
1月	1.19	ベルフエクト・ヤサイ証券取引委員会長がBWリソース社株式不正取引疑惑に絡みエストラダ大統領から圧力を受けたと発表	1.8	上級経済顧問評議会、経済調整評議会などを設置し、経済運営に関わる機構を変更	12.8	ルシオ・タン、フイリピン・ナショナル銀行(PNB)の取締役に就任	10.1	民間航空委員会、台湾の中華航空・長榮航空に対しマニラ乗り入れを停止
2月								
3月								
4月	4.23	マレーシアのシバダン島で外国人観光客をアブサヤフが誘拐(8.27に解放)	2.15	一部付加価値税を2001年1月から導入(共和国法第8761号)	2.15	世界銀行、社会支出管理プロジェクト融資(1億ドル)を承認		
5月	4.29	MILFの基地に国軍が大規模な攻撃をかけ、ミンダオオの紛争が深まる	3.7	2000年小売業自由化法制定(共和国法第8762号)	3.7	2000年住宅保証会社法制定(共和国法第8763号)		
6月					4.25	商業銀行 Urban Bank が流動性危機で一時的営業停止へ		
7月					5.23	2000年一般銀行法制定(共和国法第8791号)	6.18	対比支援国会合(タガイタイ)で約26億ドルの支援が表明される
					6.14	2000年電子商取引法制定(共和国法第8792号)		
					7.19	証券取引法改正(共和国法第8799号)(12月1日より証券取引委員会は改正法のもとで業務開始)		
					7.19	セーフガード措置法制定(共和国法第8800号)		

	一 般	政 治	経 済	国 際
8月			8.24 第4次外国投資ネガティブ・リスト (行政命令第286号)	
10月	10.4 エストラータ大統領の連法賭博疑惑浮上		10.6 中央銀行と預金保険機構がPNBに250億ペソの緊急融資	
11月	10.18 エストラータ大統領の弾劾が下院に提起			
	11.13 エストラータ大統領弾劾告発書が下院で採択			
12月	12.7 上院でエストラータ弾劾裁判開始	12.6 COP/APTを民営化評議会(PC)と民営化管理局(PMO)に改組(行政命令第323号)	11.7 政府インフラ・プロジェクト迅速化法制定(共和国法第8975号)	
2001年 1月	12.30 マニラ首都圏で同時多発テロ、のちにジユマ・イスマリヤの犯行とされる			
	1.16 上院での弾劾裁判停止、エドサ通りでの集会開始			
	1.20 エストラータ大統領が大統領官邸を離れ、グロリア・マカパガル・アロヨ副大統領が大統領就任			
3月	3.2 エストラータの辞任を最高裁が確定			
4月	4.4 オンブズマン、エストラータ前大統領を横領等の容疑で起訴			
	4.25 エストラータ前大統領逮捕、拘留			
5月	5.1 エストラータ支持派、集会のあと大統領領府に行進、アロヨ大統領は反乱状態を宣言			
	5.14 上院、下院、地方選挙実施			
エストラータ政権				
アロヨ政権				3. IMFのポスト・プログラム監視下(PPM)へ

6月	<p>5.27 アブサヤフ、バラワ ン島のリゾートを襲撃し、ア メリカ人らを誘拐 6.12 新人民軍がロドルフ ォ・アギナルド元カガヤン州 知事を殺害、政府との和平交 渉停止 6.27 エストララーダ前大統 領、サンディガンバヤンで罪 状認否</p>	<p>8.14 ムスリム・ミンダナ オ自治地域拡大に関する住民 投票実施</p>	<p>6.8 2001年電力産業改革 法制定（共和国法第9136号）</p>	<p>9.11 アメリカで同時多発 テロ</p>
8月	<p>11.19 スル・ミスアリ、新し い自治地域に反対して反乱、 11.24にマレーシアで逮捕 11.26 ムスリムミンダナオ 自治地域選挙実施</p>	<p>12.10 2001年国家社会経済 会議開催</p>	<p>9.29 2001年資金洗浄取締 法制定（共和国法第9160号） 11 中期ファイビン開発計画 2001-2004を布告</p>	<p>9.11 アメリカで同時多発 テロ</p>
12月	<p>1.15 ジュマ・イスラミヤ の一員とされるインドネシア 人アアロウール・アルゴジ逮 捕</p>	<p>12.14 最高裁、ココナッツ賦 課金は公的資金と判決</p>	<p>12.14 最高裁、ココナッツ賦 課金は公的資金と判決</p>	<p>1.31 アメリカとの合同軍 事演習バリカタタン 02-1が バシラン島で実施</p>
2002年 1月	<p>3月</p>	<p>4.5 証券取引委員会、コ ーポレート・ガバナンスに関 する行動規範を制定</p>	<p>1.1 中央銀行、インフレ・ ターゲットリングを開始</p>	<p>3.12 対比支援国会合（ク ラーク）で28ドルの支援が表 明される</p>
3月	<p>5.3 ホセ・デベネシア下 院議長主催の政治サミット、 憲法改正問題が討議される</p>	<p>5.3 ホセ・デベネシア下 院議長主催の政治サミット、 憲法改正問題が討議される</p>	<p>4.5 証券取引委員会、コ ーポレート・ガバナンスに関 する行動規範を制定</p>	<p>3.12 対比支援国会合（ク ラーク）で28ドルの支援が表 明される</p>
4月	<p>5月</p>	<p>5.3 ホセ・デベネシア下 院議長主催の政治サミット、 憲法改正問題が討議される</p>	<p>4.5 証券取引委員会、コ ーポレート・ガバナンスに関 する行動規範を制定</p>	<p>3.12 対比支援国会合（ク ラーク）で28ドルの支援が表 明される</p>
5月	<p>5.3 ホセ・デベネシア下 院議長主催の政治サミット、 憲法改正問題が討議される</p>	<p>5.3 ホセ・デベネシア下 院議長主催の政治サミット、 憲法改正問題が討議される</p>	<p>4.5 証券取引委員会、コ ーポレート・ガバナンスに関 する行動規範を制定</p>	<p>3.12 対比支援国会合（ク ラーク）で28ドルの支援が表 明される</p>

アロヨ政権

	一 般	政 治	経 済	国 際
6月				6.4 世界銀行, 社会支出管理プロジェクト融資(1億ドル)を承認
7月			7.9 最高裁, 公有地管理庁(PEA)とアマリ湾岸開発会社の間の合弁協定を無効と判決 7.22 2002年バランガイ零細企業法制定(共和国法第9178号) 7.22 政府調達改革法制定(共和国法第9184号)	
9月				9.17 世界銀行, 社会サービス(包括的配分プロジェクト(Kalahi-CIDSS)融資(1億ドル)を承認
10月			10.22 第5次外国投資ネガティブ・リスト(行政命令第139号)	
11月			11.15 最高裁, Meralcoにたいして1994年から過剰徴収していた電力料金を消費者に払い戻すよう命令 11.29 マニラ国際空港第3ターミナル建設に關し, 政府は建設を請け負ったPIATCOとの契約は無効とする	11.21 アメリカと相互兵站支援協定調印
12月		12.17 NEDA 開発計画・調整会議執行委員会を復活(行政命令第158号)	12.9 ロベス・グループのマイニラッド水道会社, 事業委託権の解約をマニラ上下水道システムに求める	
2003年			1.10 2002年特定目的会社法制定(共和国法第9182号) 3.7 改正資金洗浄取締法	

5月		(共和国法第9194号) 5.5 最高裁、国際空港第3ターミナルの建設と操業をめぐる政府とPIATCOの契約は無効と判決 7.7 預金保険機構がUCPBに200億ペソの金融支援を決定 8.29 自動車税改定法制定(共和国法第9224号)	
7月	7.27 国軍若手将校によるマニラ市内ホテル占拠事件	8.29 二重市民権法制定(共和国法第9225号)	
8月		10.23 司法給与法制定(共和国法第9227号)	
10月	10.23 ヒラリオ・ダビデ最高裁長官に対する弾劾裁判下院で提起		
11月	11.10 ダビデ最高裁長官に対する弾劾告発違憲判決、下院告発を却下		
12月			12.15 証券取引所(PSE)が株式を公開

アロヨ政権

8.19 世界銀行、司法改革支援プロジェクト融資(2190万ドル)を承認

11.8 対比支援国会合(セブ)で約20億ドルの支援が表明される

(出所) 「アジア動向年報」(アジア経済研究所、各年版)、現地紙などより編者作成。